

令和8年 網走市議会
文教民生委員会 会議録
令和8年3月23日（月曜日）

○日時 令和8年3月23日 午前11時40分開会

○場所 議場

○議件

1. 網走市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について
2. 行政視察について

○出席委員（7名）

委員長	古田純也
副委員長	栗田政男
委員	金兵智則
	里見哲也
	永本浩子
	平賀貴幸
	古都宣裕

○議長 松浦敏司

○傍聴議員（3名） 石垣直樹
小田部照
深津晴江

○説明者

副市長	後藤利博
健康福祉部長	結城慎二
健康福祉部参事監	永森浩子
健康推進課長	坂上貴幸
健康推進課参事	今野多賀子

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	本橋洋樹
総務議事係長	和田亮
総務議事係	山口諒

午前11時20分開会

○古田純也委員長 ただいまから、文教民生委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、所管事務調査であります。それでは、議件1、網走市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について説明を求めます。

○坂上貴幸健康推進課長 資料1号を御覧願います。網走市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定につきまして御説明いたします。

1の計画改定についてでございますが、本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に規定されます市町村行動計画として感染症全般について、感染症危機が発生した際に市民の皆様の生命と健康を保護し、生活や経済への影響を最小限に抑えることを目的としたものでございます。本市では、国及び道の行動計画を踏まえ平成27年に本計画を策定しましたが、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の経験や関連法の改正に伴い、国や道において、令和6年度に計画が改定されたところでございます。今回の改定は、こうした国や道の動き、新型コロナウイルス感染症への経験を踏まえて行うものであり、本計画に基づきまして、平時からの備えを万全とするとともに、有事の際には関係機関と連携し、必要な対策を実施するものでございます。

2の改定日につきましては、令和8年3月31日としております。

3の計画の内容でございますが、一つ目「はじめに」では、計画の趣旨、計画の位置づけ、計画の改定経緯を記載しております。二つ目「新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」では、以下の九つの項目別に感染症危機に対する網走市の考え方や社会への影響、想定されるシナリオなどを記載しております。一つ目の項目は、対策の目的及び基本的な戦略として、対策の主たる目的を「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。」及び「市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにします。」とする旨を記載しております。二つ目の項目は、対策の基本的な考え方。三つ目の項目では、様々な感染症に幅広く対応できるシナリオとして、有事の際の想定等について。四つ目の項目では、対策実施上の留意点としまして、平時の備えや感染拡大防止等、社会経済活動のバランスを踏まえた対策等について記載しております。五つ目の項目では、新型インフルエンザ等発生時の社会への影響についてとして政府行動計画で示された例示を記載。六つ目の項目では、対策推進のための役割分担として、政府行動計画で示された

各機関の役割分担を記載しております。七つ目の項目は、行動計画の主要項目として、この計画の主要項目を①実施体制、②情報提供・共有、③蔓延防止、④ワクチン、⑤保健、⑥物資、⑦市民生活及び社会経済の安定の確保としまして、各項目別の基本的な考え方を記載しております。八つ目の項目では、市町村行動計画の実効性確保等として、新型インフルエンザ等への備えの機運の維持や今後の計画の見直しについて。九つ目の項目では、対策の実施体制として段階別対応方針の策定について記載しております。計画の内容の三つ目「各段階における対策」でございますが、発生段階を（1）に記載のとおり、各状態別に準備期、初動期、対応期に区分し、それぞれの段階の目的及び対策の考え方を記載しております。また、各段階ごとにこの間のコロナ禍における対策の経験や北海道から示されたガイドライン等を基に先ほど申し上げました七つの主要項目ごとに具体的な対策を記載しております。

次に4の学識経験者からの意見聴取についてでございますが、特措法では「市町村長は、市町村行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない」と規定されておりますことから、今回の計画改定におきまして、令和8年3月に網走医師会及び網走厚生病院の2団体から意見聴取を行いまして、示された意見について計画へ反映しております。

説明は以上となります。

○古田純也委員長 ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

○平賀貴幸議員 見たばかりなので、あまり詳しくは聞けないのですが、30ページのところに生活関連物資の価格の安定等という記載があって、いろいろと価格が安定できるようにということがあります。先ほどコロナ禍による知見も含めてということでしたが、ここを見る限り、もしかしたらどこかに書いてあるのかもしれませんが、カスタマーハラスメントが発生していて、なかなか買物をするときに、そのスーパーとかの職員さんが苦勞されたことがあったのですよね。そのことについて特に配慮するという記載はないのですが、これはこの計画には、どっかに載っているものなのか、それともこういう計画には載せないんだけど配慮しなければいけないというところで行政として考えるものなのか、どういうふうに考えたらいいでしょう

ようか。

○坂上貴幸健康推進課長 今委員おっしゃったカスタマーハラスメントの記載、この計画の中にはございません。ですが、世間一般的にカスタマーハラスメントへの対策など考えられておりますことから、そこについては行政、インフルエンザの行動計画に記載はなくても……

○平賀貴幸議員 まだ答弁の途中ですけれども、これ案だということでは修正できるのであれば、ここにそのこともつけ加えていただいたほうがよりよいものになるのかなと思うのですが、どうでしょう。

○結城慎二健康福祉部長 今課長から御答弁申し上げましたとおり、本体にはカスタマーハラスメントの関係は載っていないのですが、どちらかということ委員御指摘の箇所よりは人権配慮のほうに当たるのかなというふうに思います。人権配慮の項目は別立てしておりますので、その中でカスタマーハラスメントはないですけれども、人権配慮の中での取組の一つとして考えられるかなというふうに思います。

○古田純也委員長 他に。

○金兵智則委員 内容については、事細かくはちょっとあれなんですけど、国のほうでも政府のほうでも抜本的に計画の改定を行ったということなので、網走市の改定案についても平成27年に設定されたものとは、抜本的に変わっている、何かが追記をされているという変更案ではなくて、もう全体的に新たにつくり上げたものだというふうな理解でいいのかな、お伺いしたいのですが。

○坂上貴幸健康推進課長 全体的に変えてはいるのですが、根本的な部分は変わらないといえますか、例えばですけれども、先ほど七つの主要項目あったと思いますが、例えば、主要項目ですけれども、変更前が6項目、実施体制、情報提供・共有、予防蔓延防止、予防接種、医療、市民生活及び市民経済の安定の確保というのが変更前の6項目でございましたが、今回の改定では、先ほど申し上げました7項目になっていること。あとは対応時期でございますが、変更前は五つの時期に分けておりました。未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、感染期、小康期。変更後の計画では、対応時期を先ほど3期、準備期、初動期、対応期というような形で項目を変えています。そのほか、平時における備えに関しての記述を充実していること。あとは、デジタルトランスフォーメーションの推進ですとか、そ

ういうところを国や道の計画に合わせて、今回、計画に盛り込んでございます。

○金兵智則委員 わかりました。そしたら平成27年度に最初につくった計画を基に改定というか、追記という形が多いのかなど。追記の仕方も国道に合わせてつくり方になっているので、項目数が増えたり、発生段階で言えば、区分が減ったりというようなことは国・道と合わせて計画ができたというふうな理解でいいということですね。

あと、ちなみになのですけれども、学識経験者からの意見聴取を行ったということですが、より専門的な内容だという感じなのですけれども、感染症に関する専門的な知見が計画の中に入れられたという考え方なのでしょうか。

○坂上貴幸健康推進課長 感染症に関する専門的な知見と、あとは厚生病院さんのほうからは、医療機関の対応の内容などについて意見を頂いたところでございます。

○金兵智則委員 意見について、計画の中に反映されて、この後は、案ということになっていますけれども、ちなみですけれども、古いほうのと言えいいですか、改正前の計画というのはどこかで、例えばホームページ上で見られたりはしないはずなので、この計画案が計画になる流れというのは、どのようになるのかお伺いします。

○坂上貴幸健康推進課長 この後、先ほど3月31日で計画の改定をさせていただきたいと申し上げたところですが、それ以降につきましては、例えばホームページなどで周知してまいりたいと思っております。

○結城慎二健康福祉部長 この後の手続ですけれども、実はこの計画を策定するに当たって議会への報告が必要だということですので、今日皆さんに御報告をさせていただいております。今日御説明の後、市のほうで内部決裁を経まして、計画として正式に改定をされることとなります。改定後は、課長から申し上げた手続と併せて、北海道への報告も必要になりますので、北海道に報告を行うということになります。

○里見哲也委員 途中経過ちょっとわからないので、外れた質問であれば直してください。これ平成24年ぐらいからの何とかということで、インフルエンザA型とかBCPの関係で職場でいえば誰かが熱を出したら誰かに報告して本部に報告するというような走りがあったと思うのですけれども、それは職

場の話、BCPですよ。数年前は、パンデミックというかコロナの関係がありましたけれども、そういうことの中で、これをしてはいけない、これをしなければいけないみたいな全体的な仕組みの中でいうと、その当時のものが残っているのかもしれないですが、今回のこの指針というか行動の市民・住民の役割というのものもあるようですから、全体としての担当の区分の指針ということで、何かを急にしないでということ、まだちゃんと読んでないですけども、外れたことしたら怒られるとか、そういうようなことではなくて、みんなの役割はそれぞれあるということを示しているのかなど理解してもよろしいでしょうか。

○坂上貴幸健康推進課長 委員おっしゃりますとおり、市民への役割という言い方にはなってございますが、ふだんから例えばマスクを用意しておいてくださいですとか、そして市町村からの情報について、きちんとわからないことがあれば、お聞きしてくださいと、そういうようなことで情報共有のことを主軸として記載してございます。

○里見哲也委員 了解しました。

○古田純也委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようなので、この件に関しましては、この程度で終了してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ここで理事者退席のため、暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時37分再開

○古田純也委員長 再開いたします。

行政視察についてですが、別紙のとおり、行程を確定いたしました。視察先にも受入れいただくと返事をいただいております。5月19日から22日に実施することとし、視察先は2市となります。石垣市で「あやばに学級について」、糸満市で「沖縄戦の語り部育成事業について」「糸豊環境美化センターについて」くくる糸満（観光文化交流拠点施設）についてです。この4項目について視察をしたいと思います。詳細の行程につきましては、決まり次第、LINEWORKSで共有したいと思います。このような行程で実施したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○永本浩子委員 今回の視察に限っての話ではないのですけれども、市民の方から、市議会議員の行政視察は、観光目的ではないかという御指摘がありま

して、そんなことありませんということで私たちもきちんと報告書も毎回出しています。それを読んでもいただければということでお答えしたら、文教民生に限らずだと思えるのですけれども、読ませていただきましたということで御返事は来たのですけれども、行政視察そのものは、網走市にこのような課題があるので、課題を克服するためにどうやったら課題を乗り越えていけるか、解決できるかということが一番の目的だと思いますのでということで、その点をしっかりと踏まえていただきたいということで、この後また、行政視察の報告のことになるかと思うのですけれども、その報告書の中身を見ると、そういった網走の課題が明確になっていなかったりとか、視察した内容がどのような形で網走に反映できるのかというところの記述があまり書かれていない委員の報告も多くあったように思いますという御指摘がありましたので、その点、私たちもしっかりと心していきたいと思っておりますので、一言だけ言わせていただきました。

○古田純也委員長 御意見として承ります。

では、質問項目の取りまとめですが、4月10日までに事務局に提出をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかに御意見などございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で文教民生委員会を終了いたします。

午前11時40分閉会
